

護法

個人情報保護に関する法律

大量の情報が流通する高度情報通信社会。個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)は、個人の情報を正しく取り扱うためのルールとして、平成17年4月に全面施行されました。しかし、依然として大規模な個人情報漏えいが後を絶たず、また、法律の趣旨が誤解され、必要な個人情報の提供が控えられたり、プライバシー意識の高まりなどを背景に、各種名簿の作成が中止されたりするなど、過剰ともいえる反応が一部に見られます。もう一度、個人情報の取扱いと有効な利用について考えてみましょう。



個人情報保護法とは

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

◆個人情報の利用は個人や社会にとって有益ですが、同時に悪用されないよう保護することが必要です。個人情報保護法は、“個人情報の有用性に配慮”しながら“個人の権利利益を保護すること”を目的に、

高度情報通信社会における制度的基盤として定められました。



個人情報とは

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

◆個人情報とは、文字どおり個人を特定することができる情報のことで、氏名や住所、生年月日などがこれに当たります。また、たとえば単に身長・体重だけでは特定の個人を識別することはできません

が、氏名など個人を特定できる情報と身長・体重の情報が同一事業所内にあつて、容易に照合できる状態であれば個人情報に当たります。なお、経済産業省のガイドラインでは、死亡者の情報であつても、遺族など生存する個人とかわりのある情報であれば、個人情報として取り扱うことが求められています。



目的外利用と第三者提供における本人同意の原則と例外

◆個人情報を特定の目的以外に利用する場合や第三者に提供する場合は、原則として本人の同意を得る必要があります。ただし、例外として、①法令に基づく場合、②生命・身体・財産の保護に必要で本人同意の取得が困難な場合、③公衆衛生の向上などに必要で本人同意の取得が困難な場合、④国や地方公共団体の法令で定める事務に協力する場合であつて本人同意の取得により事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるときは、本人の同意を得る必要はないとされています。また、第三者に情報を提供する場合、本人が求めれば情報の提供を停止するというのを、事前に本人に通知、または本人が容易に知り得る状態にしておけば、本人の同意を得る必要はないとされています。

特集 個人情報保



法律の趣旨を誤解
していませんか？
【個人情報Q&A】

Q1 第三者への個人情報の提供は、本人の同意を得なければ絶対にできないのですか？

A1 次の場合、本人の同意がなくても、第三者に個人情報を提供することができますとされています。

- (1)法令に基づく場合
- (2)生命・身体・財産の保護に必要で、本人同意の取得が困難な場合
- (3)公衆衛生の向上や児童の健全育成のために必要で、本人同意の取得が困難な場合
- (4)国や地方公共団体の事務に協力する場合であつて、本人同意の取得により事務の遂行に支障を及ぼすおそれのあるとき

〈例〉

- 警察から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項の照会があつたとき
- 弁護士法に基づき、弁護士会から銀行に対して振り込み詐欺に関する情報の照会があつたとき
- 大規模災害や事故などにより、家族などから病院等に情報提供依頼があつたとき

Q2

統計調査で、個人情報に関するとは答えなくてもよいのですか？

A2 国勢調査などの指定統計調査は、統計法に基づき申告が義務付けられています。また、統計調査で得られた情報は、関係者の守秘義務により保護されることになっています。

Q3

住所や電話番号の入った名簿を作成・配布するにはどうしたらよいですか？

A3 次のいずれかの手続きにより、学校や地域で名簿を作成・配布することができます。

①あらかじめ本人の同意を得る

〈例〉

たとえば学校でクラス名簿を作成・配布する場合、「生徒の氏名・住所などをクラス名簿として関係者に配布する」ことを明示し、これに同意の上で個人情報を記入・提出してもらいましょう。

※全員の同意が得られない場合、同意を得られた人のみを掲載した名簿は配布できません。

②同意に代わる方法をとる

〈例〉

たとえば緊急連絡網などを作成・配布する場合、その内容並びに「本人の求めがあれば名簿から

削除すること、あらかじめ本人に通知するか、または、事務所窓口等へ掲示したり、ホームページに掲載したりして、本人が容易に知ることができるようであれば、本人の同意を得たものとして第三者に情報を提供することができますとされています。

※この場合、本人から削除の求めがあつたときは、名簿から削除しなければなりません。

個人情報保護法についての経済産業省ガイドラインでは、法の目的に照らし、「公益上必要な活動や正当な事業活動までも制限するものではない」としています。法律の趣旨を誤解して「個人情報は提供できない」というのではなく、取扱いに対する理解と信頼性を高め、個人情報を適切に利用・提供することが大切です。



個人情報に関する
問合せ先

総務課
文書法制グループ(内線 208)